

昨今、医療と福祉の連携、他職種での連携が特に評価されるようになっていきます。平成28年度の診療報酬改定でも点数が見直された介護支援連携指導加算について今回はお知らせします。

### 介護支援連携指導加算とは？

入院中の患者さんに対して退院後の介護サービス等を見越した取り組みを評価するものです。

医師または医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が、ケアマネージャーと共同して、患者さんの心身の状態を踏まえて退院後に導入が望ましい介護サービスや利用可能な介護サービス等について患者さん・ご家族へ説明および指導した場合、400点が算定できます。

（2回/入院中）

### 介護支援連携指導加算の対象は？

入院中で、介護保険の新規申請・区分変更が見込まれる患者さん

### 介護支援連携指導加算の算定方法は？

#### 1) 初回指導

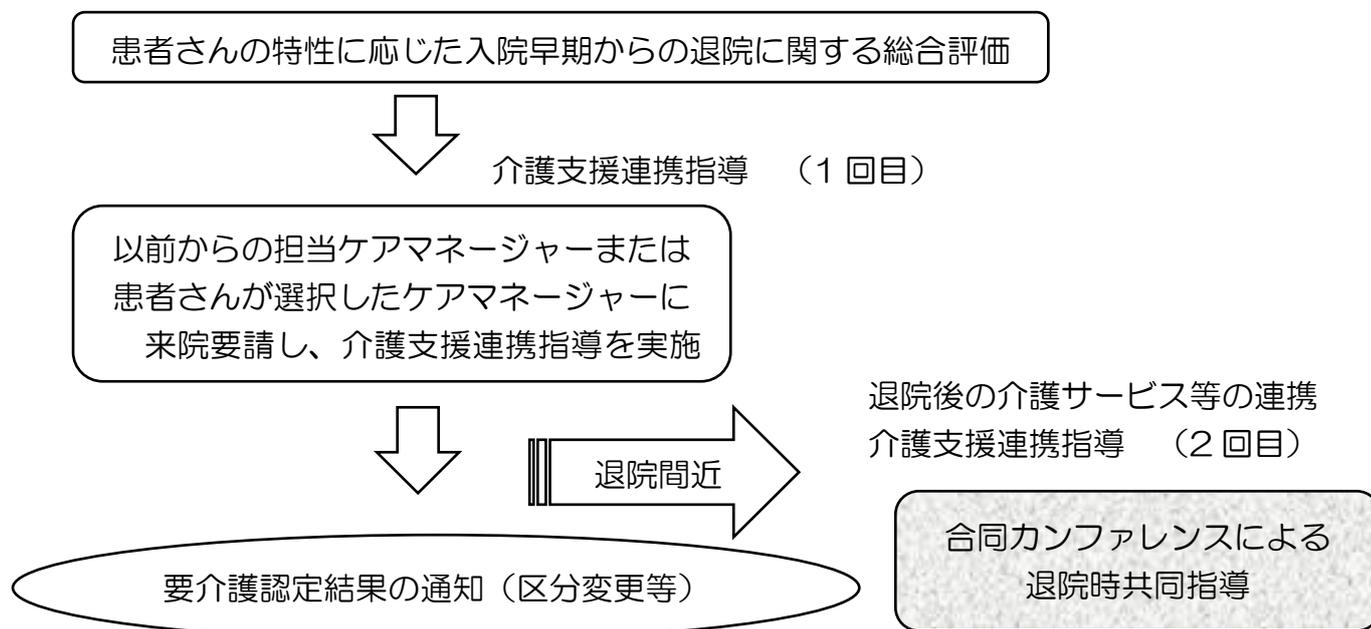
介護サービスの利用の見込みがついた段階で、当該地域で導入可能な介護サービスや介護認定の申請手続きの情報について患者さん・ご家族に指導します。

#### 2) 2回目の指導

退院を前に、退院後に想定されるプランの原案や退院後の外来診療の見込み等を念頭において、患者さん・ご家族に指導します。

3) 行った指導内容について、要点を診療録に記載すると共に、患者さんやご家族に指導書を提供します。また、それを診療録に添付します。

## 算定方法の例



病前生活の把握を速やかに行い、入院中のADLと病態に併せて必要なサービスを検討し患者さんにとって安全で安心な退院支援ができるようになりたいものですね。

医療保険・介護保険・自立支援制度の疑問に答えるためメール (chiba\_ot@yahoo.co.jp) での問い合わせ、掲示板でのQ&A 掲示を行っています。

素朴な疑問から専門的な疑問まで気軽に質問していただければと思います。

質問の際は御所属、御名前、御連絡先 (メールアドレス又は電話番号) の記載をお願いします。(内容によってはお答えできない場合があります。また、保険算定については地域差もありますのでご了承のうえ質問して下さい。)

保険部 多田